

## 熊本県UIJターン就職に係る交通費等補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この補助金は、熊本県外に居住する熊本県内就職希望者（以下「就職希望者」という。）が、「くまもと移住定住・UIJターン就職支援センター」（以下「くまモンふるさとセンター」という。）を通じて、県内企業等への就職活動を行う際の交通費及び宿泊費を助成することにより、県内就職を促進することを目的とする。

この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 県内就職希望者

第3条の規定による補助対象活動を行う時点で熊本県外に居住し、熊本県内で就職を希望する者のうち、熊本県UIJターン就職支援サイトに登録している者をいう。

(2) くまモンふるさとセンター

熊本県が県外からの移住、UIJターン就職を促進するために東京都、大阪府、福岡県、熊本県に設置したセンターをいう。

(3) 県内企業等

熊本県を主な勤務地とする求人を行う、くまモンふるさとセンターに登録している企業又は団体（国又は地方公共団体を除く。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 県内就職希望者であること。

(2) くまモンふるさとセンターの就職相談支援により、次に掲げる補助対象活動のいずれかを行ったこと。

① 県内企業等が熊本県内で開催する企業説明会、採用試験又は採用面接への参加

② 県内企業等が熊本県内で開催するインターンシップへの参加

③ 熊本県及び県内市町村または民間企業（例：マイナビやリクナビ等）が熊本県内で開催する就職イベントにおける県内企業等のブースへの訪問及び企業説明の聴講

(3) 熊本県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと、又は、同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(4) 当補助金の補助対象活動について、国、地方公共団体及び県内企業等から同様の補助金等を受けておらず、今後も受けないこと。

(補助金対象経費及び上限額)

第4条 補助対象経費は別表1に定めるとおりとする。

2 補助金額は、補助対象活動に要した経費の実費額とする。ただし、上限額は別表2のとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動報告書 兼 活動証明書 (別記第2号様式)
- (2) 補助の対象となる活動の行程表 (別記第3号様式)
- (3) 補助の対象となる経費の支払いを証明するもの
- (4) 振込口座の通帳等の写し・居住地を証する書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の申請書類の提出は、LoGoフォームで補助対象活動の最終日から40日以内(必着)に行わなければならない。

4 知事は、提出された申請書類に不備がないと認めたときは、これを受理することとし、受理した日付の属する年度においてこれを処理することとする。

5 補助金の交付を受けることができる回数は、1人・1年度あたり2回までとする。ただし、企業説明会、インターンシップ、合同就職イベントにおけるブースへの訪問、企業説明の聴講は、1回までとする。

6 前2項の規定に関わらず、処理すべき年度における当該補助金に係る予算が成立しなかった場合又はその年度内の総交付額が当該年度の予算額に達した場合は、申請を受理しない又は申請受付を終了する。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定を受けるまでとする。

(交付の決定及び確定等)

第7条 第5条に規定する申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を支払うものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定及び額の確定通知は、別記第3号様式により行うものとする。

3 第1項の規定による審査の結果、申請金額の全部又は一部を交付しないことを決定したときには、申請者に対して不支給(又は一部支給)決定通知書(別記第4号様式)により通知する。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、第5条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(請求)

第9条 規則第16条に規定する請求は、第5条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付決定及び支給を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けた場合

(2) 規則、要項の規定に違反した場合

(その他必要な事項)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和7年(2025年)4月25日から施行し、令和7年(2025年)4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和7年(2025年)6月2日から施行し、令和7年(2025年)4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

別表1(第4条第1項関係)

区分	補助対象経費
交通費	<ul style="list-style-type: none"><li>・熊本県外の居住地から補助対象活動の目的地までの公共交通機関で移動する際の交通費。</li><li>・経済的かつ合理的な経路及び方法によって移動した費用を対象とする。</li><li>・自家用車に係る経費については補助対象としない。(ただし、高速道路料金は除く。)</li><li>・タクシーの利用料については、公共交通機関の利用が困難な場合等、やむを得ない事情がある場合のみ対象とする。</li></ul>
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象活動のために宿泊する必要がある場合の宿泊費。</li><li>・1泊当たり5,000円を上限額とし、食費は補助対象外とする。</li></ul>

別表2(第4条第2項関係)

居住都道府県	上限額
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	3.5万円
富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	2.5万円
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	1万円